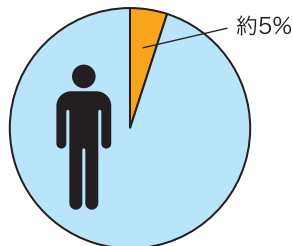




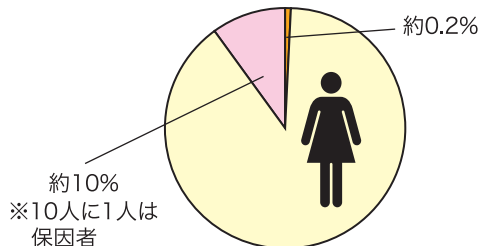
「色覚異常」って？

色覚異常は、目の特性のひとつ、色を識別する錐体細胞の変異により色の認識・識別が多数派と違うタイプということです。日本人では男性の20人に1人、女性450～500人に1人で、日本全体では300万人近く存在します。また、女性10人に1人は、その保因者です。

男性の20人に1人

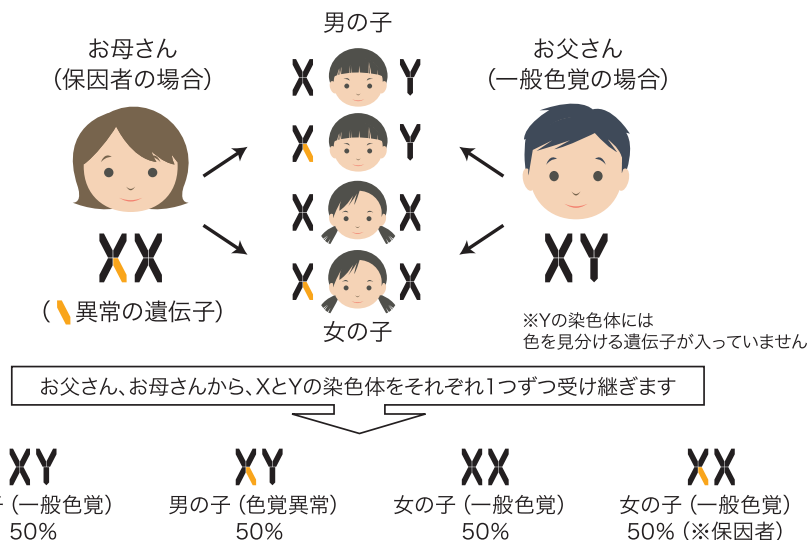


女性450～500人に1人



女性の保因者とは、ご自身は色覚異常ではないけれど、その遺伝子を持っているということです。色覚異常は生まれつきの特性であって、病気治療という医療の範囲には入りません。

「色覚異常」はX性染色体による先天遺伝です



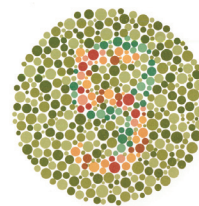
※あくまでも確率、割合を表しているものです。例えば一般色覚男性と保因女性の場合、一般色覚男子と色覚異常男子とが一人ずつ生まれるということではありません。女の子たちの場合も保因者である可能性が50%ずつであるということです。女子の保因者は10%、つまり10人に1人の割合ですので、珍しいものではありません。



自分の色覚を知らないために…

色覚検査は廃止されましたが

平成6年度、色覚検査は小学校4年時に1回だけとなり、さらに平成15年度からは、検査そのものが廃止されました。しかし、自分の色覚を早期に知る機会がなくなり、色の見え方に違和感を覚え、それが何かに気づかないまま、進路選択をする年齢を迎えることになりました。中高生のうち、本人や保護者の約5割が自覚していず、就職の進路選択にあたって初めて気づく人が、その70～80%です。



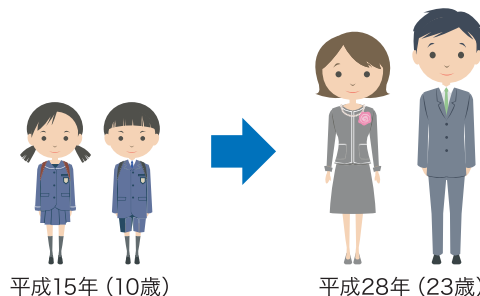
石原式「学校用色覚検査表」



(2013年9月19日 朝日新聞)

※平成26年4月、各都道府県知事、各教育委員会、各学校長などへの文部科学省「通知」で、「児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることのないよう、保健調査に関する項目を新たに追加するなど、より積極的に保護者等への周知を図る必要がある」としています。実施は平成28年度からと通知しています。

色の見え方が人と違うと、仕事などで困ることもあります



※一度も色覚検査を受けたことがない子どもたちは、平成28年で23歳になります。

就職に際しての色覚制限は現在ほとんどありません。しかし、実際の業務では、色の識別で困ることがあります。広告・印刷業、映像関係、デザイナー、カメラマンなど厳密な色識別を必要とされる業種や、それ以外に美容師、服飾販売、調理師、料理人、救命救急士、看護師、果樹栽培など、さまざまな職種で困ることがあります。また、自衛官、警察官、消防官、航空鉄道関係の運転士・整備士など、色覚制限がある職種もあります。